

大阪市景観計画 概要版

大阪市都市計画局

1 大阪市の景観特性

特徴的な景観を表す4つのテーマ：大阪の景観は、「風格があり、洗練された」景観、「水・緑」が豊かな景観、「歴史・文化」を受け継ぐ景観、多様な「にぎわい・活気」のある景観の4つのテーマから捉えることができます。



3 景観施策の体系

建築物等の誘導と景観まちづくりの推進

建築物等の誘導

- 景観特性に応じた大規模建築物等の景観誘導
- 計画的な景観形成が求められる地区等での重点的な景観誘導

屋外広告物の規制誘導

景観上重要な建造物や樹木の保全

景観上重要な公共施設の景観形成

大規模な面的開発に合わせた景観誘導

景観まちづくりの推進

地域主導の景観まちづくりの支援

関係者による協議の仕組み

景観に関する市民や事業者の意識の啓発

地域の景観資源の活用

優れた建築物やまちなみの顕彰

その他の啓発施策の展開

様々な専門家等と連携した推進体制づくり

専門家に対してアドバイスを求める仕組み

専門機関等の活用

6 建築物・工作物の届出制度

届出対象行為：右表に示す規模の建築物の建築や工作物の建設、外観の変更等の際には、届出を行い、景観形成方針や景観形成基準に適合する必要があります。

区域	建築物	工作物1（大規模）	工作物2	工作物3
基本	・敷地面積2,000 m ² 以上かつ高さ10m以上 ・延べ面積が5,000 m ² 超かつ地上6階以上	・大規模な高架道路・鉄道 ・その他土木構造物	・川幅100m以上の河川の護岸 ・橋長100m以上の橋梁 ・川幅50m以上の河川の護岸 ・橋梁（全て）	・高さ20mを超える煙突、電波塔等 ・建築物に設置する煙突、電波塔等で、その高さが10mを超え、建築物との高さの合計が20mを超えるもの
	・全て			・コースター、観覧車 ・その他遊戯施設

景観形成基準：届出の際は、右表に示す項目に対応した基準を満たす必要があります。

配置	1階部の形態	高さ	間口幅及び建築面積	外壁	バルコニー等	材料	色彩	屋外階段	建築設備	付属施設	植栽	堀・柵	夜間景観	外観	夜間景観
----	--------	----	-----------	----	--------	----	----	------	------	------	----	-----	------	----	------

2 景観形成の目標と基本方針

【景観形成の目標】

都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む
大阪らしい景観をつくる

【景観形成の基本方針】

- 市域全域での心地よい市街地景観の形成
- 地域の特性をいかした景観の形成
 - ①大都市らしい風格や洗練された景観形成
 - ②水や緑をいかしたうるおいと安らぎを感じる景観形成
 - ③歴史や文化が息づく景観形成
 - ④活気とにぎわいあふれる景観形成
- 市民や事業者との協働による景観形成

【各主体の役割】

- | 市 | 市民 | 事業者 |
|----------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ・必要な施策の実施
・積極的な啓発 | ・景観に対する関心の深化
・身近にできることからの取組 | ・事業活動を通した景観形成
・景観形成施策への協力 |

4 景観法を活用した景観形成の枠組み

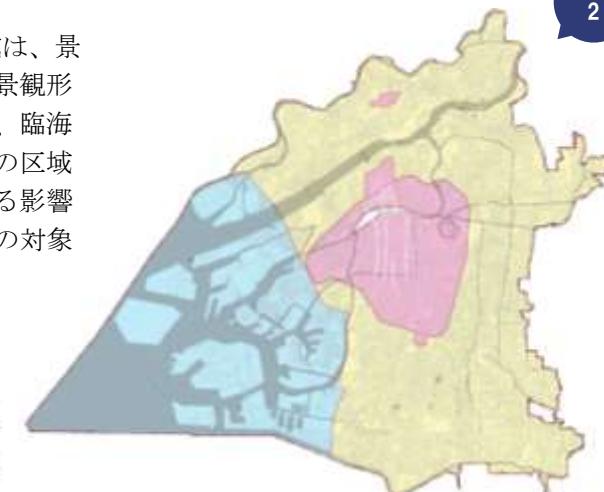
景観計画区域等（法第8条第2項第1号）

市域全域を景観計画区域とします。

5 景観計画区域等

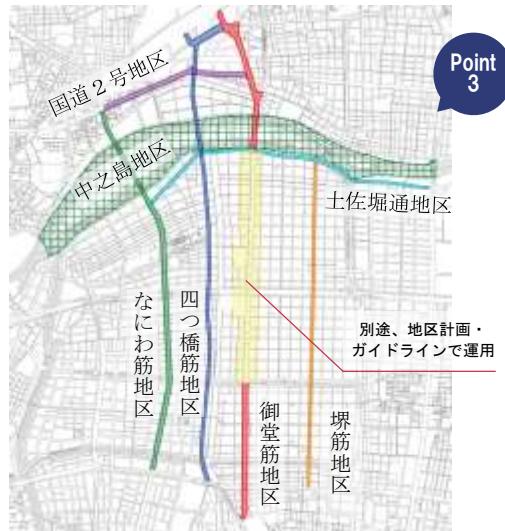
景観計画区域：市域全域（市域内の地先公有水面を含む。）を景観計画区域として定め、①基本届出区域 及び、②重点届出区域により構成し、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ります。

Point 2



①基本届出区域：基本届出区域は、景観構造を踏まえつつ、将来的な景観形成を見据え、都心景観形成区域、臨海景観形成区域、一般区域の3つの区域で構成し、市街地の景観に与える影響が大きい大規模建築物等を届出の対象とします。

- 基本届出区域
都心景観形成区域
- 臨海景観形成区域
- 一般区域



Point 3

②重点届出区域：重点届出区域は、地域固有の特性をいかした重点的な景観形成方策を展開するエリアとして、これまで一定の景観形成や社会的な認知が進んでいると考えられ、今後の景観施策の展開により更なる効果が期待できる地区を指定し、全ての規模の建築物や広告物等を届出の対象とします。

- 重点届出区域
別途、地区計画・ガイドラインで運用

